令和８(2026)年度第３回みよし市行政評価委員会 次第

と　き：令和８(2026)年 10 月６日（火）
　　午前 10 時から
ところ：市役所３階　301 会議室

１　挨　　拶

２　議　　題

⑴　外部評価シート評価結果のとりまとめ　　資料１

⑵　行政評価報告書の作成について　　資料２

資料1

外部評価シート一覧表

①多文化共生推進事業（協働推進課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か（対象を見直すことはできないか）	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である
		外国人が地域社会に参加するためにも日本語を覚えることは必須であり、そのためにも事業を継続する必要がある。	県内でも外国人居住割合が高く、今後もますます高まることが予想されるので、外国人が市民として、まちづくりに参加できる環境の整備は行政の責務と思われる。	市民同士のトラブル防止と共生になる	市の発展とともに増加する外国人が市民として安心して暮らせるようにするため	外国人居住者数の増加が見込まれる本市において、外国人が一市民としてまちづくりに参加してもらうための日本語スキル教室は日本語教育推進法からも地方公共団他として妥当である。	今後も外国人の定住を促進する必要がある。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	一部の住民に影響がある	多くの住民に影響がある	一部の住民に影響がある	一部の住民に影響がある	多くの住民に影響がある	一部の住民に影響がある
		本市の外国人居住割合は約5%だが、事業を廃止することにより日本語を学ぶ機会が減り、地域社会への参加も減ることにつながる。	外国人居住者が市民として、まちづくりに参加することの阻害要因になる。	来訪した外国人にとっては、無償で受けられる事業であり、周辺に住む市民にとっても良い影響がある	外国人に影響がある	外国人数は今後も増加が見込まることから、廃止・休止した場合の外国人の日本語力低下は市のまちづくり全体に影響を与えなかねない。	直接的な影響はないものの、外国人を地域の労働力として受け入れる必要はある。 日本語教育のボランティアの確保や維持が問題となる。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	増加させるべきだ	現状のままでよい	増加させるべきだ	増加させるべきだ	現状のままでよい	現状のままでよい
		現状、わずかな交通費のみで講師をお願いしている。少額でも講師料を予算化することにより講師の人数・質も向上するのではないか	現状でも外部のボランティアに依存しており、拡大、統合等は難しい状況である。	今後、外国人が増えることが予想されるので、参加者が増えれば、事業費も増やすべきである	みよし市として多文化共生室を設置して、多文化共生に力を入れるなら、効果がでるよう2～3年の間は増加させてよい	ボランティア中心での運営で総事業費の削減は現実的に困難と考える。	外国人の定住を強化するには日本語教育は重要であるが、受講者や対象者の増加が顕著になれば、それへの対応が将来必要となろう。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
			現状でも外部のボランティアに依存しており、拡大、統合等は難しい状況である。	ボランティアが主体で事業を進めているので、現状の効果を維持するのであればこのままで良い		ボランティア中心での運営で外部委託や統合は費用の増加を招きかねない。	外部委託よりもボランティアの充実化によって日本語教育や外国人との交流を日常的に進めるべきである。
公平性	受益者負担は適正か	適正である	適正である	適正である	適正である	適正である	判断できない
			まちづくりの一環として全市民に影響がある。	参加費を徴収するなら、人数が減少していまうのではないか		就労が厳しい外国人への受講料の値上げは負担が重く、かつ受講者数の減少につながる。	受益者は特定化できない。みよし市の発展には外国人の労働力が肝要であり、定住を促進することが重要である。
総合評価 （1次評価：現状維持）		継続して実施	継続して実施	継続して実施	拡大	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		今後、グローバル社会がますます拡大するなか、国内外をつなぐ調整役として行政の果たす役割は重要であり、そのためにも継続して事業を実施する必要がある。 なお、本市の外国人は三好丘地域に多く居住しており、今後、「おかよし交流センター」で開催することができれば受講者の増加が見込まれると思われる。	県内でも外国人居住割合が高く、今後もますます高まることが予想されるので、外国人が市民として、まちづくりに参加できる環境の整備は行政の責務である。当該事業の必要性は、十分に認められるものの、今後の課題として外部ボランティアの安定的な確保等が挙げられる。	現状の経費で運営できるのであれば、しばらくは継続して実施すべきである。	みよし市として多文化共生室を設置して多文化共生に力をいれるなら、効果がでるよう2～3年の間は拡大させてよい	外国人居住者数の増加が見込まれる本市において、外国人が一市民としてまちづくりに参加してもらうための日本語スキル教室は日本語教育推進法からも地方公共団体の取り組みとして妥当であり、費用もボランティア中心での運営で適正であり、外国人への受講料の値上げは負担が重く、かつ受講者数の減少につながるので現状のままの継続が好ましい。	ボランティアによる日本語の基礎教育は外国人の労働力をこれからも継続して確保し、定住を進めるためには必須の事業であると認識すべきである。 みよし市にとってこの事業の成果を将来の地域発展につなげることが重要である。また、日常的な外国人とのコミュニケーションを強化し、交流会など開催することによって、彼らにとって住みやすい生活環境改善・維持が求められる。 将来的には予算の増加も視野に入れるべきである。

外部評価シート一覧表

②高齢者配食サービス事業（長寿介護課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か（対象を見直すことはできないか）	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である
			身寄りがない一人暮らしの高齢者を地域で見守る仕組みづくりは行政の責務である。	安否確認ができることとその効果があり有効と思われる	高齢者の見守り、栄養改善のため、配食サービスは必要である	この配食サービスは単なる食事の提供ではなく、増加する身寄りがない高齢者やひとり暮らし高齢者への栄養管理と見守りも並行した目的をもっており、高齢者福祉の増進に資するもので妥当である。	高齢者の生存確認いわゆる見守りとしての事業から出発しているものの、老齢者の健康維持問題も射程に入ってきている。 この事業は医療費の削減にも寄与するため、公費投入は適切である。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	一部の住民に影響がある	一部の住民に影響がある	一部の住民に影響がある	一部の住民に影響がある	多くの住民に影響がある	一部の住民に影響がある
			配達による見守りが必要な人にとって見守り手段を失うことになる。	高齢者とその縁者にとっては影響が大きい	高齢者に影響がある	サービスが廃止・休止されると、増加する身寄りがない高齢者やひとり暮らし高齢者への栄養管理と見守りが手薄となり、場合によっては、孤独死にもつながりかねない。	高齢者が対象であるものの、高齢化社会においては影響が少なからず存在する。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	削減の余地がある	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
		利用者が3社の中から事業所を選択しているようだが、原則地域割にすることにより同じ地域の利用者をまとめて回れるようになり、少ない人数でも回しやすく、結果、人件費や燃料費も抑えられるのではないか。	対応可能な外部委託業者には、既に委託済であり、統合等は難しいと思われる。	事業に対応できる業者が限られており、物価上昇の中、現状維持もしくは増額が望ましい		すでにR7年介護予防・日常生活支援総合事業を活用しており、市としての負担削減努力は出来ている。	高齢化が進むことから、しばらくは現状のままでよいが、対象者が増大したり、多様なニーズに対応をする必要が生じた場合には自己負担率を増加させるなどの検討の余地が生まれる。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
		見守りを兼ねて外部委託しており、現状のまま事業継続すべき	対応可能な外部委託業者には、既に委託済であり、統合等は難しいと思われる。			プロポーザル方式による業者選定がすでに行われ、R8年度にも民間の創意工夫を加えた制度設計が予定されている。	現状、外部委託しているので、そのまま継続する。
公平性	受益者負担は適正か	適正である	適正である	適正である	適正である	適正である	住民負担を増やす（設定する）べきだ。
				一食300円程度であれば適正		利用者負担額は近隣市町村と同様であり適正である。	対象者が増加しつつあり、最近のインフレによってコストも増大し、健康志向などの食事へのニーズも、今後、多様化するので、対象者の負担増も視野に入れる必要があろう。

総合評価 （1次評価：改善）	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	改善
評価の理由 意見・提言	今後、超高齢化社会に向け、単身高齢者及び高齢者世帯のみは益々増加すると見込まれる。 見守りを兼ねた本事業は、継続して実施すべきであるが、週1回の配食の場合、見守り期間も1週間に1度ということで、利用者にもよるが不安な面もある。	身寄りがない一人暮らしの高齢者への配食サービス等を通じて、地域で見守る仕組みづくりは行政の責務である。当該事業の必要性は、十分に認められる。	独居の高齢者の増加するなかで、安否確認の有効な手法と思われる	制度の変更があっても、高齢者配食サービスは維持する	この配食サービスは単なる食事の提供ではなく、増加する身寄りがない高齢者やひとり暮らし高齢者への栄養管理と見守りも並行した目的をもっており、サービスが廃止・休止されると、増加する身寄りがない高齢者やひとり暮らし高齢者への栄養管理と見守りが手薄となり、場合によっては、孤独死にもつながりかねない。利用者負担額も近隣市町村と同様であり適正である。	本事業は見守り機能のみならず、提供食の健康配慮や栄養への考慮も求められ、加えて、食の健康志向等の多様化が見られる。また、最近の物価高に伴うコスト増大などによって予算の見直しも求められつつある。 近い将来、対象者の負担増が求められよう。そのためにも、早晩の事業改善の必要が求められている。

外部評価シート一覧表

③シルバー人材センター補助事業（長寿介護課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か（対象を見直すことはできないか）	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である
		会員一人当たりの補助金額が他市に比べ高いが、一概に比較はできない。 高齢者の生きがいのためにも継続して実施する必要がある。	社会参加を通じた、高齢者生きがいづくりや就労支援は、高齢者の福祉にとって行政の関与が不可欠である。	高齢者の能力を活用することと、生きがいを創出する担い手を支援することは重要と思う	高齢者の健やかでいきいきとした老後の生活を守るため、シルバー人材センターの活動は必要である。	本センターは高年齢者の雇用の安定等に関する法律に基づき、社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや、就労支援などの促進において、団体存続のための補助は妥当である。	みよし市住民の日常生活などに求められる労働提供に対応するとともに、老齢者に労働機会を提供することによって生き甲斐を実現している。加えて、老人にとって若干の所得を獲得できる事業として継続することが大切である。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある	一部の住民に影響がある	多くの住民に影響がある	一部の住民に影響がある	多くの住民に影響がある	一部の住民に影響がある
			高齢者の福祉の増進を阻害することになる。	シルバー人材センターが安く請け負っている公共事業が多くあり、影響は大きい	高齢者に影響がある	約400人の高齢者の社会参加の機会がなくなり、生きがいが失われる可能性が大きい。	労働を提供する側と労働を受け入れる双方の一部市民に影響が生ずる。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	現状のままでよい	削減の余地がある	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
		会員にはいろいろな特技・技能を持った人も多いと思われる。 会員拡大を図るためにもそれらを活かせるような独自事業についても検討いただきたい。	シルバー人材センターが十分に役割を果たしている。	単発の事業では、既存の事業者に任せることも可能かと思われる 他の組織と統合すれば役員の経費は、縮小できる可能性がある		近隣市町村と比較しても補助金額は適正である。	高齢者の増加によって、需要と供給のバランスが崩れるとは考えにくいため、現状維持で問題ないと思われる。 急激な変化が発生した場合に、対応策を考えればよい。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
			シルバー人材センターが十分に役割を果たしている。	ほぼ、最低賃金に基づく内容となっているので、削減できる金額は少額		市町村に1団体のみ設置することが法令で定められており、外部委託や統合による事業費の削減の余地は小さい。	みよし市の現状を踏まえると、外部委託はコスト的にも考えられない。
公平性	受益者負担は適正か	適正である	適正である	適正である	受益者がいない	適正である	適正である
				会員の登録に際し、年会費を徴収している		サービスを受ける市民側は低廉な費用で、またサービスを提供する高齢者側は安定した収入を得られることで、双方ともにメリットがあり、公共経済的にも適正である。	需要と供給に大きな変化はない。
総合評価 （1次評価：現状維持）		継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		超高齢化社会の中で高齢者の生きがいや居場所づくりとしてシルバー人材センターの果たす役割は今後ますます重要となってくる。 　そんな中、会員拡大や就業開拓の推進、新規事業の取り組みなど継続して実施されるようお願いしたい。	社会参加を通じた、高齢者の生きがいづくりや就労支援は、高齢者の福祉の増進にとって不可欠である。シルバー人材センターが十分に役割を果たしており、当該事業は必要不可欠であることが認められる。	高齢者が生きがいをもって働ける環境は、一概に金銭のみでなく仲間づくりが重要な要素となっている。県内すべての市町村でも設立されており、継続して運営されるべき	現行の補助金を交付する	本センターは高年齢者の雇用の安定等に関する法律に基づき、社会参加を通じた高齢者の生きがいづくりや、就労支援などの促進において、団体存続のための補助は必要不可欠である。また、補助金においても、市町村に1団体のみ設置することが法令で定められており、外部委託や統合による事業費の削減の余地は小さく、継続して実施すべきである。	今後、みよし市の高齢化は進んでいくが、シルバー人材センターにおける需要と供給に現状では大きな変化は見られないので、継続して実施する。

外部評価シート一覧表

④防犯推進事業（防災安全課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か（対象を見直すことはできないか）	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である
		防犯カメラ設置補助金、地域の防犯パトロール隊による見守り活動などにより、犯罪抑止にもつながっていると思われる。	安心・安全なまちづくりにとって、行政の関与が不可欠である。	防犯カメラの設置支援は、防犯効果があり、市民生活の質を向上させている	防犯には市民の関心も高く、市民の安全安心のため、事業推進すべき	全国的に犯罪発生件数が増加する中、市民の安全確保のために公費を投入して実施する必要性は高い。市民の安心感の向上と犯罪抑止の両面から見ても、継続して取り組む価値のある事業である。	犯罪が多様化し重大化している現状に鑑みると、みよし市の住民の安心・安全な生活を維持・実現するためには重要な事業である。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	一部の住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある
		事業廃止等により、住民の防犯意識の低下にもなりかねないため、継続した事業の実施が望まれる。	安心・安全なまちづくりの促進を阻害してしまう。	設置者に一番の恩恵があるが、周辺住民にも影響はある	防犯カメラの設置による安全の確保を推進すべき	防犯は個人だけで十分に対応しにくく、地域全体での見守りや啓発、環境整備を行政が支える意義は大きく、犯罪抑止効果は高い。	凶悪犯罪の増加している現状から、住民の防犯意識の高まりによって防犯カメラの需要が増大している。このような観点から、当該事業の廃止・休止は考
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	現状のままでよい	判断できない	現状のままでよい	現状のままでよい	増加させるべきだ
			防犯カメラ設置数等は、増加傾向にある。	防犯カメラ設置費用が、技術進歩と廉価化が進めば、総事業費は削減する		特に防犯カメラ設置の普及は、まだ十分とは言えない段階で継続実施が妥当である。	犯罪の増加傾向がみられる現状からみると、防犯カメラの普及のみならず、防犯事業の充実がますます必要になっている。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい
						防犯活動の外部委託はその内容からして慎重を要する。	外部委託は考えられない。
公平性	受益者負担は適正か	適正である	適正である	適正である	適正である	適正である	適正である
			全ての市民に影響がある。	現在のみよし市の財政状況のなかでは適正か		防犯カメラ設置の補助金交付は、近隣市町村のほぼ全域で行われ、その内容もほぼ同等の水準で適正である。	補助金の規模からして、適切である。
総合評価 （1次評価：現状維持）		継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		最近は、特に犯罪の凶暴化が目立っている。 防犯対策は、行政でできることは限られている。住民それぞれが防犯意識を持ち、施錠の徹底、窓の補助錠、センサーライトの設置など自宅でできる防犯対策の周知徹底をお願いしたい。	当該事業は、防犯啓発資料の配布、防犯灯の管理や防犯カメラ設置等を通じて、安心・安全なまちづくりに大きく貢献していることが認められる。	しばらくは継続し、その効果の指数表現を検討してはどうか	防犯には市民の関心も高く、市民の安全安心のため継続して実施すべき	全国的に犯罪発生件数が増加する中、市民の安全確保のために公費を投入して実施する必要性は高い。市民の安心感の向上と犯罪抑止の両面から見ても、継続して取り組む価値のある事業である。防犯は個人だけで十分に対応しにくく、地域全体での見守りや啓発、環境整備を行政が支える意義は大きく、犯罪抑止効果は高い。	凶悪犯罪が増加しており、住民の防犯意識の高まりによって防犯カメラの需要が増大している現状から、当該事業の遂行は当然である。加えて、住民の更なる防犯意識の高揚が求められている。住民からすると、更なる安心・安全なみよし市の実現が求められる。

外部評価シート一覧表

⑤安全なまちづくり活動推進事業（防災安全課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か（対象を見直すことはできないか）	妥当である 引き続き、市民の生命・財産を守るため、防犯活動、交通安全活動、自主防犯パトロール隊への支援を行っていただきたい。	妥当である 安心・安全なまちづくりにとっては、行政の関与が不可欠である。	妥当である 行政に求められる事業	妥当である 安全なまちづくり（防火・防災・防犯・交通安全の推進）により市民の安全安心を図る	妥当である 市条例では、交通安全、防犯、防火、防災を総合的かつ計画的に進めることが定められており、市民や関係機関との連携も重視されている。実際に県民運動とも連動して啓発を進めている点からも、地域ぐるみで犯罪や事故を未然に防ぐ効果が期待でき、実施は妥当である。	妥当である 犯罪発生が頻繁化している現状では必要不可欠の事業である
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある 安心・安全なまちづくりの促進を阻害してしまう。	多くの住民に影響がある 安心感のない生活は、居住する多くの市民を不安にし、転出者が増えるのでは？	多くの住民に影響がある 市民が安全なまちづくりに関心を持つ必要がある	多くの住民に影響がある 事業を廃止・休止すると、地域の見守りや防災活動などの住民協働が停滞し、防犯・交通安全機能が低下し、犯罪や事故のリスクが高まり、特に子どもや高齢者の安全確保に直接的な悪影響が生ずる。	多くの住民に影響がある いついかなる犯罪が発生するかは予測不能であり、防犯意識の強化を進めるべきである。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい 市民参加の形もとっており、現状のままで問題ないのではないか	現状のままでよい	現状のままでよい すでにボランティア等で運営しており、削減は難しい。	増加させるべきだ ハングレ組織などによる凶悪犯罪の発生頻度が高くなっており、住民の防犯意識の高揚を実現するためには、防犯のための事業予算は今後とも増加させる必要に迫られる。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	現状のままでよい 特に統合する必要性はない	現状のままでよい	現状のままでよい すでにボランティア等で運営しており統合や委託は難しい。	現状のままでよい 市民の自助努力に基盤を置くべきで、外部委託にはなじまない。
公平性	受益者負担は適正か	適正である	適正である 全ての市民に影響がある。	受益者がいない 費用を負担して得るべきとは思わない	判断できない	適正である すでにボランティア等で運営しており、難しい。	判断できない 市民の自助努力に対して補助金を補填しているという現状から、受益者を断定できない。
総合評価 （1次評価：現状維持）		継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	継続して実施	拡大
評価の理由 意見・提言		交通安全・防犯事業は、市民の生活に直結するため、市民の生命、身体及び財産を守るために、今後も継続して地域と一体となって、交通事故や犯罪の未然防止などに努めていただきたい。 特に、近年は振り込め詐欺の形態も架空請求詐欺、還付金詐欺など　振込等手口も多様化し、益々巧妙になってきているため、継続して高齢者等への啓発をお願いしたい。	当該事業は、防犯活動や交通安全活動、自主防犯パトロール隊活動の支援や犯罪被害者への支援活動等を通じて、安心・安全なまちづくりに大きく貢献していることが認められる。	市民生活に必要な事項	市民に安全なまちづくり（防火・防災・防犯・交通安全の推進）に関心を持ってもらい、市民の安全安心を図る	市条例では、交通安全、防犯、防火、防災を総合的かつ計画的に進めることが定められており、市民や関係機関との連携も重視されている。実際に県民運動とも連動して啓発を進めている点からも、地域ぐるみで犯罪や事故を未然に防ぐ効果が期待でき、事業を廃止・休止すると、地域の見守りや防災活動などの住民協働が停滞し、防犯・交通安全機能が低下し、犯罪や事故のリスクが高まり、特に子どもや高齢者の安全確保に直接的な悪影響が生ずるので継続実施が妥当である。	近年、組織的な凶悪犯罪が増加している現状から、住民の防犯意識の向上は重要な事業となっている。安全なまちづくり推進協議会への補助事業の遂行は不可欠である。加えて、住民の個々の更なる自主防犯意識の高揚が求められている。 このような施策を強化するためには、年度ごとの若干の予算の引き上げが肝要である。市民の財産と命を守り、さらなる安心・安全なみよし市の実現が求められる。

外部評価シート一覧表

⑥予算編成等事務（財政課、企画政策課）

妥当性	行政が公費を投入して実施することが妥当か（対象を見直すことはできないか）	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である	妥当である
		今後も市民に都市計画税の使途について理解していただくため、継続して公表していく必要がある。	予算編成は、行政が責任をもって担うべき重要な業務である。	行政運営に必要なもの（税）と思う	予算編成は必要である	根拠に基づいた適切な予算配分や決算分析、正確な予算書・決算書の作成は、限られた公金を効果的に活用し、市民への説明責任を果たす上で不可欠で、この基盤業務を過不足なく遂行するための経費は、行政運営の根幹を支える必要不可欠な費用として妥当である。	公費投入は妥当であるが、都市計画税の意味合いと、使途について検討すべきであろう。
有効性	廃止・休止した場合に住民が影響を受けるか	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある	多くの住民に影響がある
			財源調整機能が失われ、行政サービスの低下等を招き市民に多大な不利益をもたらす。	市街化区域に財産を持つ、全ての住民に影響がある		支出を廃止すると予算編成や分析が停滞し、適正な予算配分や決算業務が不全となって財政不透明化を招く恐れがある。	都市計画税の税額の在り方や使途は多くの住民に影響がある。
効率性	サービスを低下させずに総事業費を削減できないか	現状のままでよい	現状のままでよい	削減の余地がある	現状のままでよい	現状のままでよい	判断できない
				近隣の市町を見ると制限税率以下のところが見受けられる	予算編成事務は現行どおり行う	デジタル化の推進が予定されている。	都市計画税の在り方についての議論を踏まえるべきである。
	外部への委託や類似事業との統合により、事業費の削減の余地はないか	現状のままでよい	現状のままでよい	判断できない	現状のままでよい	現状のままでよい	判断できない
			行政自身が担うべき重要な業務であるため外部委託等は不可能である。			事業内容から委託や統合はできない。	外部委託にはなじまない。
公平性	受益者負担は適正か	適正である	適正である	判断できない	住民負担を減らすべきだ	適正である	判断できない
			全ての市民に影響がある。	行政評価としては、判断できない	都市計画税による負担を減らすべき	行政運営の根幹を支える必要不可欠な費用として適正である。	都市計画税についての議論が待たれる。
総合評価 （1次評価：現状維持）		継続して実施	継続して実施	継続して実施	改善	継続して実施	継続して実施
評価の理由 意見・提言		都市計画税は、同じ資産に二つの税がかかるため、市民から二重課税ではないかとの疑問を持たれる方もいると思われる。 また、都市計画税は都市計画事業全体の一部の財源として使われるため、都市計画税がどの事業にいくら使ったかわかりにくいところがある。 そのため、今後も都市計画税の使途については継続して公表していく必要がある。	当該事業は、行政が自ら担うべき重要な業務であり、必要不可欠なものである。しかしながら、都市計画税に関しては、将来的には都市計画事業や税率等について検討の余地があろうかと思われる。	近隣市町では、議会での議論の結果として、それぞれの税率を定めている。その審議過程の中で現行の都市計画事業と都市計画税の充填割合を定めているのなら、参考にして、みよし市の考え方を定めても良いと思われる。	予算編成事務は現行どおり行う。 収入における都市計画税は以下の理由により見直しが必要である。 1．みよし市の都市基盤は高いレベルで整備されている。 2．都市基盤整備の受益は市全体に及ぶものであり、市街化区域と調整区域との利便性に差は無い 3．今までの整備により固定資産税は上がっており、加えて都市計画税を課税することは、受益と税負担の公平性の均衡が保たれない	根拠に基づいた適切な予算配分や決算分析、正確な予算書・決算書の作成は、限られた公金を効果的に活用し、市民への説明責任を果たす上で不可欠で、この基盤業務を過不足なく遂行するための経費は、行政運営の根幹を支える必要不可欠な費用として妥当である。一方で、予算編成における予算書のデジタル化の推進は今後の経費削減に寄与するので適正な支出である。	道路や下水などの社会インフラの現状を考えると、更なる整備や老朽化対策が必要である。都市計画事業は継続して実施するものの、都市計画税の在り方や使途について入念に再検討する必要がある。

資料2

（案）

令和８(2026)年度事務事業評価

行 政 評 価 報 告 書

（評価対象：令和７(2025)年度実施事務事業）

令和８(2026)年 10 月

みよし市行政評価委員会

目　次

１　はじめに・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１

２　評価の概要・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２

３　対象事業の概要と評価結果・・・・・・Ｐ４

1　はじめに

国が発表する経済報告によると、景気は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されています。その一方で、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要があり、また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要があるとされています。

こうした中、本市の財政状況においても、不安定な世界情勢の影響や、物価高騰に伴う生産コストの上昇により、法人市民税をはじめとする歳入財源の確保は今後も厳しい状況が見込まれます。また、少子高齢化に伴う社会保障関係費などの経常的な経費の増加や人件費、エネルギー価格、原材料の高騰により、行政運営に係るすべての経費の上昇が見込まれ、依然として財政運営を取り巻く環境は厳しい状況となっています。こうしたことから、より効果的・効率的な行財政運営が求められています。

行政評価の取組については、その必要性や重要性から多くの自治体で進められており、みよし市においても、平成 18(2006)年度から全ての事務事業を対象とした「事務事業評価」と施策を対象とした「施策評価」を一体的に実施してきたことに加えて、平成 22(2010)年度からは、行政内部で行った評価を外部からの視点において点検・検証する行政評価委員会を設置し、評価の信頼性を高め、より市民目線に立った行財政運営に努めております。

本報告書は、みよし市が令和 7 (2025)年度に実施した事務事業の中から評価対象事業を選定し、担当課へのヒアリングを通して私ども行政評価委員会の評価結果をまとめたものです。

今後、この報告書が行政運営の改革・改善に寄与するとともに、みよし市民に対する行政サービスが不断に改善されていくことを期待しております。

みよし市行政評価委員会

会　　長	村　松　幸　廣
副 会 長	望　月　恒　男
委　　員	小野田　　朗
委　　員	鈴　木　　淳
委　　員	加　納　幸　治
委　　員	米　本　倉　基

２　評価の概要

(1)　評価の目的

事業の実施主体である行政職員による内部評価だけでなく、外部の評価を加えることで、評価の透明性を高め、その必要性や効率性をより客観的に評価することを目的としています。

また、評価を通じて行政職員の意識改革を促し、抜本的な行政改革やコスト削減を促進させる役割も担っています。

(2)　評価対象事務事業の選定

第２次みよし市総合計画と連動する施策の実現に向けた事務事業の評価を行うものです。

本年度は令和７(2025)年度に実施した評価対象となる事務事業のうち、本委員会委員からの評価事業を６事業選定しました。

(3)　評価対象事務事業

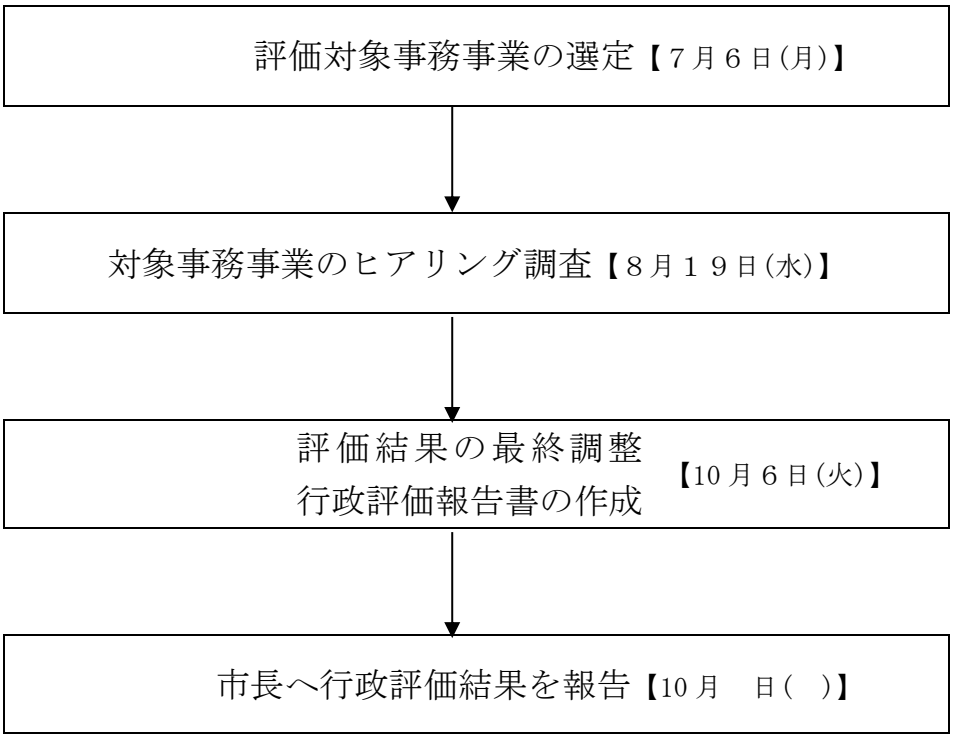
①　多文化共生推進事業
②　高齢者配食サービス事業
③　シルバー人材センター補助事業
④　防犯推進事業
⑤　安全なまちづくり活動推進事業
⑥　予算編成等事務

(4)　評価の区分（今後の事業の方向性）

今後の事業の方向性について、次の６つの項目で整理しました。

ア　現状維持
イ　改善
ウ　拡大
エ　縮小
オ　統合
カ　廃止・休止

(5)　評価の進め方



(6)　評価の基準

評価の実施にあたっては、次の４つの項目で評価を行い、今後の事業の方向性を総合評価しました。

① 行政が公費を投入して実施することが妥当か（妥当性)。

② 事業を廃止・休止した場合に市民が影響を受けるか（有効性)。

③ サービスを低下させずに総事業費を削減できないか。また、外部委託や類似事業との統合により事業費削減の余地はないか（効率性)。

④ 受益者負担は適切か（公平性)。

3　対象事業の概要と評価結果

1	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	**多文化共生推進事業**	協働推進課 多文化共生推進室	文化に親しみ、交流が盛んなまちにしよう	現状維持

事業概要

・定住化傾向にある外国人に、一市民としてまちづくりに参加してもらうため、ボランティア団体の協力運営により、日本語教室を開催するとともに、外国人の困りごと等に関するアンケートの実施、通知文書等の翻訳等を行う。

実施の必需性

・日本語学習の場を求める外国人だけではなく、意思疎通、相互理解を図ろうとしている日本人の双方にとって、日本語教室は必要である。また、今後、労働力確保の観点から更なる外国人の数が増えることが想定される中、在住外国人向けの困りごと等のアンケートを実施し、ニーズに合わせた外国人相談等の対策は必要である。

現在および将来の課題

・日本語教室において、習熟度や学習目的の多様化への対応等を検討する必要がある。
・外国の文化を日本人が尊重・理解するための、取り組みを検討する必要がある。
・多文化共生の推進に向け、企業との連携・協力の推進を図る必要がある。

評価結果	
	行政評価委員会の意見
	今後の事業の方向性

2	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	**高齢者配食サービス事業**	長寿介護課	豊かに暮らせるようにみんなで助け合おう	改善

事業概要

・調理が困難な高齢者に対して、定期的に居宅に訪問して栄養バランスのとれた食事の提供及び安否の確認を行うため、配食サービスを実施して、永年住み慣れた地域で安心して生活を営むことができるよう支援することにより、福祉の増進に資することを目的とする。

実施の必需性

・配達による見守りが必要な人にとっては、見守り手段を１つ失うことになる。

現在および将来の課題

・介護保険法に基づき特別会計として計上して行う事業には、地域支援事業の任意事業として行う見守り目的の配食サービスが当初からメニューとしてあり、H27 の法改正により介護予防・日常生活支援総合事業として行う栄養改善目的の配食サービスが追加された。本市は見守り目的事業として長年実施いしてきたが、R7～８にかけて、栄養改善目的事業への転換を予定している。すでに R7 に対象者の条件の見直しを実施済みであり、R8 については、事業者の参入要件の見直しにより、民間の創意工夫を加えられる制度設計にしていく予定。

評価結果	行政評価委員会の意見
	今後の事業の方向性

3	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	**シルバー人材センター補助事業**	長寿介護課	生涯にわたって健康に暮らせるようにしよう	現状維持

事業概要

・豊かな経験と技術を持つ高齢者に対し、安全で働きやすい就業の場を提供することにより、健やかでいきいきとした老後の生活の維持を図ることを目的に、シルバー人材センターが行う組織の強化、会員の拡大及び就業機会の開拓など高齢者の生きがい事業に対し、補助金を交付する。

実施の必需性

・約 400 人の高齢者の社会参加の機会がなくなり、生きがいづくりの場が失われるとともに、シルバー人材センターへ剪定や清掃等を発注している一般家庭及び事業所に影響が生じる。

現在および将来の課題

・会員数は微増の状況。高齢者人口の増、企業等での就労定年の延長などの社会変化があるが、高齢者の生きがいづくり、社会参加、健康維持のため、シルバー人材センターの存続が必要である。
・物価高騰による費用の増、近隣自治体のシルバー人材センターの状況などを踏まえ、より適正な運営となるよう、会員確保、受注拡大、コスト削減等に努める必要がある。

評価結果

行政評価委員会の意見

今後の事業の方向性

4	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	１次評価
対象事業	**防犯推進事業**	防災安全課	交通事故や犯罪のないまちをつくろう	現状維持

事業概要

・防犯に関する啓発活動、防犯灯の管理、豊田みよし防犯協会事業への協力、防犯カメラ設置推進事業等を行う。

実施の必需性

・安全なまちで安心に暮らしたいという市民の思いに応えるため、市として、自助・共助による地域防犯に重点を置き地域の安全は地域で守る考えを推進しているが、市民の安全で安心して暮らせるまちづくりをすることは当然のことである。

現在および将来の課題

・市民の防犯に対する意識を向上してもらうために、さらに効果的な啓発及び対策を検討していく必要がある。

評価結果

行政評価委員会の意見

今後の事業の方向性

5	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	１次評価
対象事業	**安全なまちづくり活動推進事業**	防災安全課	交通事故や犯罪のないまちをつくろう	現状維持

事業概要

・春、夏、秋、年末に市内店舗において、防犯意識の醸造及び地域防犯力の向上を目的に店頭広報活動を実施。
・市民の防火・防災・防犯・交通安全に対する意識高揚を図るためイオン三好店にて”みよし安全安心大作戦”を実施。
・犯罪被害者等を社会で支え、市民が安全で安心して生活することができるよう、みよし市犯罪被害者等支援条例及びみよし市犯罪被害者等見舞金給付要綱を施行した。

実施の必需性

・安全なまちで安心に暮らし、何かあった時には必要な支援を受けたいという市民ニーズがある。
・市として市民の安全で安心して暮らせるまちづくりをすることは当然のことであるとともに、被害にあってしまった時に支援することも当然のことである。

現在および将来の課題

・市民の防火・防災・防犯・交通安全に対する意識を向上してもらうために、さらに効果的な啓発及び対策を検討していく必要がある。
・犯罪被害者等が必要とする支援を提供するとともに、職員に対しても研修等を行い、犯罪被害者等に寄り添った支援をする。

評価結果

行政評価委員会の意見

今後の事業の方向性

6	事務事業名	担当課	行政評価施策体系（取組方針）	1次評価
対象事業	**予算編成等事務**	財政課	効果的・効率的で安定した行財政運営	現状維持

事業概要

・地方自治法及び地方財政法に基づき、予算編成等の事務を行う。予算書の作成並びに、予算や決算状況についてわかりやすい資料作成を行うため、予算説明書や事業説明書を作成する。
・都市計画税については、目的税として税率 0.3%で徴収し、都市計画事業等に要する経費に充当する。

実施の必需性

・予算編成を廃止した場合、財源調整機能が失われ、行政サービスの低下や財政悪化を招き、市民に不利益をもたらす。予算編成は将来にわたって安定した行政サービスを行う上で極めて重要な役割を果たしている。
・都市計画税はインフラ整備や公園整備の経費に活用しており、廃止した場合、市民の利便性や安全性を損なう恐れがある。また、都市整備は資産価値の向上にも寄与していることから、市民税等で都市整備を行うと、応益負担の原則が崩れ、都市整備による直接的な効果が及ばない市民にまで負担を強いることとなり、不公平な負担転嫁につながる。

現在および将来の課題

・予算編成における予算書のデジタル化を実施しており、引き続き、予算編成に関する資料や財務会計事務のデジタル化を推進する。
・都市計画税については、現状、都市計画事業等に係る経費の一部にしか充当できていない。今後も都市計画事業等を継続的に実施していく予定であるため、税率は維持していく。

評価結果

行政評価委員会の意見

今後の事業の方向性